ハ　本工事は、入札時にＶＥ提案を受け付ける入札時ＶＥ方式の試行工事である。

ニ　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事の入札への参加を制限する等の試行工事である。

ホ　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

ヘ　本工事は、設計及び工事施工の全部について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第五十八条の規定に基づく事業計画認可を停止条件とする。

ト　本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出（ただし、下記６⑵②の資料の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。また、紙入札方式に関する申請については、東日本賃貸住宅本部総務部調達管理課に「紙入札方式参加承諾願」を２部提出して行うものとする。様式については、当機構ホームページより入手すること。（詳細は、「機構ホームページ」→「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能。）

チ　本件の落札者は、当機構と落札者との間で基盤整備工事に係る工事請負契約を締結すると同時に建設工事の契約に先立ち、当機構と建設工事に係る「北青山三丁目地区（再）施設建築物建設工事の設計・施工に関する覚書（以下「設計・施工に関する覚書」という。）」を交換し、建設工事に係る実施設計図書を作成する。実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、建設工事に係る工事請負契約を締結する。

リ　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事である。

ヌ　本工事は、４週８閉所促進工事（発注者指定方式）の試行工事である。なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

ル　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

ヲ　本工事の積算に当たっては、令和５年３月から適用する公共工事設計労務単価を適用している。

２　競争参加資格　競争参加希望者は、次の⑴から⑱に掲げる条件をすべて満たす者又は⑲の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「工事共同企業体」という。）であり、かつ、⑳に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより本工事に係る工事共同企業体としての競争参加資格（以下「工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑷により再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑶　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ホームページの「入札・契約情報」→「入札心得、契約関係規定」→「入札関連様式及び標準契約書」→「当機構で使用する標準契約書等について」→「入札説明書等別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

⑷　機構東日本地区における令和５・６年度の一般競争参加資格について建築及び土木の認定を受けている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東日本賃貸住宅本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）

⑸　機構東日本地区における令和５・６年度の一般競争参加資格の建築及び土木における認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（⑷の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が、双方、1,200点（工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑹　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑺　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注予定業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにも関わらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑻　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）が発注した工事で、提出期限日から遡って１年以内の期間において完了した工事のうち、工事成績評定点が60点未満の成績のものがないこと。（工事成績評定点が通知されていないものを除く。）

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑾　次のイ又はロに掲げる条件を満たすこと。

イ　単独申込の場合は、次の条件を満たすこと。（設計業者が申込者の一員となる場合を含む。）

㈠　施工実績　平成25年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事１、同種工事２及び同種工事３の施工実績を有すること。（工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、建設工事に関する同種工事の施工実績は１の建築物（建築基準法上の１棟）と判断できるものに限る。以下同じ。）

・同種工事１　高さ125m以上かつ延床面積100,000㎡以上で、建物内に商業施設（※１）を包含し主要用途を事務所（※２）とした施設建築物の建設工事。

・同種工事２　市街地（※３）における高さ25m以上の建物除却工事

・同種工事３　市街地（※３）における車道かつ歩道を含めた道路改良工事（※４、５）または道路新設工事（※４、６）

※１　建築基準法別表第１㈠欄⑷項に掲げる用途とする。以下同じ。

※２　延べ面積のうち、事務所に係る延べ面積が50％以上のものを指す。以下同じ。

※３　総務省統計局が実施した平成27年度国勢調査の結果に基づく人口集中地区（ＤＩＤ地区）相当を対象とする。

※４　国、地方公共団体が管理（予定含む）する道路の工事に限る。

※５　道路改良工事とは、「既存道路の拡幅、既存交差点の改良及び線形又は縦断変更を含む既存道路の改良」であり、街渠、路盤及び舗装を一体的に施工する工事とする。

※６　道路新設工事とは、車道かつ歩道を含めた街渠、路盤及び舗装を一体的に施工する工事とする。

㈡　設計実績　次のａ及びｂの条件を満たすこと又は⑿に定める設計業者に実施設計を行わせる事ができること。

ａ　一級建築士事務所登録のある者であること。

ｂ　平成25年度から公告日前日までに完了した同種設計２の設計実績を有する者であること（設計共同体としての実績は、代表者のものに限る。）

・同種設計２　高さ100m以上かつ延床面積50,000㎡以上で、建物内に商業施設を包含し主要用途を事務所とした施設建築物の実施設計

ロ　工事共同企業体で申し込む場合は、次の㈠及び㈡に掲げる条件を満たすこと。

㈠　施工実績　次のａからｃの条件をすべて満たすこと。

ａ　工事共同企業体の代表者はイ㈠の同種工事１の施工実績を有すること。